

日本語能力試験受験料助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下「機構」という。）が、外国につながる子ども（以下「子ども」という。）に対し、子どものための日本語学習支援基金事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、日本語能力試験受験料助成事業を実施するために必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 本事業の助成対象者は、青森県内に所在し、子どものための日本語学習支援基金事業実施要綱第2条外国につながる子どもであって、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 公益財団法人日本国際教育支援協会等が実施する日本語能力試験（以下「試験」という。）に受験する目的で受験料を支払った者（合格した試験のレベルは問わない）
- (2) 受験料助成対象は、1人当たり2回までとする。

(助成内容)

第3条 本事業の助成は、試験の受験料相当額を受験者銀行口座等に振込む方法で行う。

(助成の申請及び給付)

第4条 受験助成を希望する者は、受験希望申請書（様式1）により試験実施の1カ月前までにメールまたは郵送にて、機構へ申込む。

- 2 前項申請書に基づき、機構において審査を実施し、申請者に通知するものとする。
- 3 助成決定後、申請者は機構が定める日まで、日本語能力試験受験料助成請求書（様式2）に受験支払証明書の写しを添え、機構へ送付する。
- 4 請求書受領後、機構は、すみやかに申請者に対して受験料相当額を振込むものとする。

(助成の返還等)

第5条 機構は、以下の事由が判明した場合は、受験者に対し助成の返還を求める。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき
- (2) 助成を目的外に使用したとき

附 則

この要領は、令和3年11月1日から実施する。

この要領は、令和4年10月1日から実施する。